

一宮市審議会等の設置及び運営に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、執行機関の附属機関（以下「審議会等」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加の機会を保障し、公正で透明な行政を推進するとともに、簡素で効率的な行政の推進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指針において、「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関をいう。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 既存の審議会等により審議することが可能であるかを検討し、必要最小限の設置に努めること。
- (2) 目的達成時期が明らかなものについては、廃止期日を明示すること。

(審議会等の見直し)

第4条 既存の審議会等については、その設置の必要性、所掌事務、委員の構成等について検討し、次のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 設置目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化により、設置の必要性が低下したもの
- (3) 過去3年以上会議が開催されない等、活動の実績が認められず、かつ、今後の開催が見込まれないもの
- (4) 公聴会、市民意見提出制度等の代替手段により目的が達成されるもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と類似し、又は重複するもの

(委員の選任)

第5条 審議会等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項を遵守する。ただし、法令、その他の規程に定めがあるとき又は審議会等の性質に照らしやむを得ないときは、この限りでない。

- (1) 委員の定数は、20人以内とすること。
- (2) 女性の委員の割合が、委員定数の30パーセント以上になるよう努めること。
- (3) 当該審議会等の設置目的を踏まえ、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任すること。
- (4) 委員の在任期間は、原則として3期又は10年までとすること。
- (5) 複数の審議会等において同一の者を委員として選任する場合は、5機関

までとすること。

(6) 公募又は無作為選出による市民参加制度は、審議会等の設置目的及び所掌事項他を考慮して活用すること。

(7) 市職員は、原則として委員に選任しないこと。

(審議会等の運営)

第6条 審議会等の運営に当たっては、審議会等の公開や市民への情報提供に努めるとともに、効率的かつ効果的な開催を図るものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、「一宮市審議会等に係る会議の公開に関する要綱」に基づき、原則公開するものとする。

(その他)

第8条 審議会等以外の機関で、要綱により設置する懇話会等についても、この指針の規定に準じて所要の措置を講ずるものとする。